

# 南海トラフ地震への対応マニュアルの要点

令和6年10月改訂  
輪之内町教育委員会

状 況	学校における児童生徒への対応 など
<p><b>調査中</b> 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</p>	<p>①校内での活動中 ・すべて予定通りに教育活動を継続する。 ②学校近隣(徒歩・自転車等利用範囲)での活動中(探検, 施設訪問 など), あるいは遠隔地(バス・鉄道等利用範囲)での活動中(遠足, 社会見学, 合宿, 修学旅行 など) ・すべて予定通りに教育活動を継続する。 ③放課後の活動中(部活動, 児童生徒会学級会活動, 自由遊び 等) ・すべて予定通りに教育活動を継続する。 ④学校休業日での活動中(部活動, 町行事への参加 等) ・すべて予定通りに活動を継続する。 ☆日頃からの地震に対する備えを再確認する。 ☆情報収集に努める。 ☆巨大地震警戒等, 次の情報発表に備えた準備を進める。</p>
<p><b>巨大地震注意</b> 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において, M7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりに発生したと評価した場合</p>	<p>①校内での活動中 ・校内に限定し, すべて予定通りに教育活動を継続する。 ②学校近隣(徒歩・自転車等利用範囲)での活動中(探検, 施設訪問 など), あるいは遠隔地(バス・鉄道等利用範囲)での活動中(遠足, 社会見学, 合宿, 修学旅行 など) ・泊を伴わないものは, 区切りのよいところで活動を中止し, 帰校する。 ・泊を伴うものは直ちに活動を中止し, 帰校する。就寝中も速やかに帰校する。 ③放課後の活動中(部活動, 児童生徒会学級会活動, 自由遊び 等) ・すべて予定通りに教育活動を継続する。 ④学校休業日での活動中(部活動, 町行事への参加 等) ・すべて予定通りに活動を継続する。 ・遠隔地で活動中の場合は, 直ちに活動を中止し, 帰校あるいは帰宅する。 ☆「巨大地震注意」発表後に予定されている校外での学習は, 当日も含めて泊の有無あるいは学校からの遠近あるいは登校日休業日にかかわらず, すべて延期もしくは中止あるいは不参加とする。 ☆情報収集, 連絡体制の確認, 所管する防災上重要な施設の点検, 地震発生後の応急対策の確認をする。 ☆今後の地震情報発表時の学校の対応を, 保護者に周知徹底する。また, 児童生徒の連絡先などを把握する。</p>
<p><b>巨大地震警戒</b> 南海トラフ沿いの想定震源域内において, M8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>	<p>①校内での活動中 ・校内に限定し, すべて予定通りに教育活動を継続する。 ②学校近隣(徒歩・自転車等利用範囲)での活動中(探検, 施設訪問 など), あるいは遠隔地(バス・鉄道等利用範囲)での活動中(遠足, 社会見学, 合宿, 修学旅行 など) ・泊を伴わないものは, 区切りのよいところで活動を中止し, 帰校する。 ・泊を伴うものは直ちに活動を中止し, 帰校する。就寝中も速やかに帰校する。 ③放課後の活動中(部活動, 児童生徒会学級会活動, 自由遊び 等) ・直ちに活動を中止し, 下校する。 ④学校休業日での活動中(部活動, 町行事への参加 等) ・直ちに活動を中止し, 帰宅する。 ・遠隔地で活動中の場合は, 直ちに活動を中止し, 帰校あるいは帰宅する。 ☆注意対応をとりながら学校活動を継続するが, 発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて, 教育長が休業を決定する必要がある。その際は安全を確認した上で, 自宅又は安全を確保できる場所に向けて下校する。自宅等の安全が確認できない場合は, 学校待機とする。 ☆「巨大地震警戒」発表後に予定されている校外での学習は, 当日も含めて泊の有無あるいは学校からの遠近あるいは登校日休業日にかかわらず, すべて延期もしくは中止あるいは不参加とする。 ☆「巨大地震警戒」発表後の活動は, 校内での普通授業, 給食, 清掃活動に限定する。(授業参観, 研究会なども延期もしくは中止する。放課後の活動もすべて延期もしくは中止する。) ☆情報収集, 連絡体制の確認, 所管する防災上重要な施設の点検, 地震発生後の応急対策の確認をする。 ☆児童生徒の安否を確認するための準備(電話番号, 一時避難先への連絡方法等の確認)をする。 ※学校は, 校舎及び体育館等が避難場所に指定されているので, 避難場所の運営に協力する。 (避難場所の運営に関することは, 輪之内町では役場避難所部が担当)</p>
<p><b>調査終了</b> 巨大地震警戒, 巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>	<p>①校内での活動中 ・すべて予定通りに教育活動を継続する。 ②学校近隣(徒歩・自転車等利用範囲)での活動中(探検, 施設訪問 など), あるいは遠隔地(バス・鉄道等利用範囲)での活動中(遠足, 社会見学, 合宿, 修学旅行 など) ・すべて予定通りに教育活動を継続する。 ③放課後の活動中(部活動, 児童生徒会学級会活動, 自由遊び 等) ・すべて予定通りに教育活動を継続する。 ④学校休業日での活動中(部活動, 町行事への参加 等) ・すべて予定通りに活動を継続する。</p>
<p>地震(震度5弱以上)発生(段階的に上記の情報が提供されていたとき)</p>	<p>①引き渡せずに在籍している児童に対して ・安否やけがなどの状況把握をする。 ・直接保護者に引き渡すことができた児童から帰宅させる。 ・保護者に引き渡すことができない児童は, そのまま待機を続ける。 ②帰宅している児童生徒に対して ・安否やけがの状況などの情報を, 安全を最優先に可能な範囲で収集する。 ☆地震発生後は, 安全が確認されるまで休校を継続する。</p>
<p>地震(震度5弱以上)発生(突発的に発生したとき)</p>	<p>①校内での活動中 ・命を守る訓練の要領に従って避難し, 待機する。 ・直接保護者に引き渡すことができた児童から帰宅(もしくは指定避難場所へ避難)させる。(中学生は地区担当教員引率のもと, 集団で帰宅させる) ・保護者に引き渡すことができない児童は, そのまま待機を続ける。 ②学校近隣(徒歩・自転車等利用範囲)での活動中(探検, 施設訪問 など), あるいは遠隔地(バス・鉄道等利用範囲)での活動中(遠足, 社会見学, 合宿, 修学旅行 など) ・屋内外を問わず, その場所の避難指示に従って避難する。 ・安全に帰宅できない場合は直ちに帰宅する。 ・安全に帰宅できない場合は, 避難先で待機し, 指示を受ける。 ・直接保護者に引き渡すことができた児童から帰宅(もしくは指定避難場所へ避難)させる。(中学生は地区担当教員引率のもと, 集団で帰宅させる) ・保護者に引き渡すことができない児童は, そのまま待機を続ける。 ③放課後の活動中(部活動, 児童生徒会学級会活動, 自由遊び 等) ・命を守る訓練の要領に従って避難し, 待機する。 ・直接保護者に引き渡すことができた児童から帰宅(もしくは指定避難場所へ避難)させる。(中学生は地区担当教員引率のもと, 集団で帰宅させる) ・保護者に引き渡すことができない児童は, そのまま待機を続ける。 ④学校休業日での活動中(部活動, 町行事への参加 等) ・屋内外を問わず, その場所の避難指示に従って避難する。 ・安全に帰宅できない場合は直ちに帰宅する。 ・安全に帰宅できない場合は, 避難先で待機し, 指示を受ける。 ・直接保護者に引き渡すことができた児童から帰宅(もしくは指定避難場所へ避難)させる。(中学生は地区担当教員引率のもと, 集団で帰宅させる) ・保護者に引き渡すことができない児童は, そのまま待機を続ける。 ⑤帰宅している児童生徒に対して ・安否やけがの状況などの情報を, 安全を最優先に可能な範囲で収集する。 ☆地震発生後は, 安全が確認されるまで休校とする。</p>

◎休校措置をとって以降の学校再開について  
それぞれの状況下での情報を整理しながら, 関係者で検討の上, その日時を, 電話, 同報無線, 家庭訪問等の方法で, 保護者及び児童生徒に連絡する。